

標題

香港籍船の消防設備

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0566
発行日 2004年1月29日

各位

今般、香港政府から、非常用脱出用呼吸具及び防煙ヘルメット型呼吸具の特別要件について、通知がありましたので以下のとおりお知らせいたします。

1. 非常脱出用呼吸具 (EEBD)

- (1) 居住区内に次のとおり EEBD を備えること。
 - (i) 貨物船については 2 組の EEBD 及び予備として 1 組。
 - (ii) 36 人以下の旅客を運送する旅客船については SOLAS II -2/13.3.4.5 規則で定義されるものを除く各垂直区域に 2 組及び予備として計 2 組。
 - (iii) 36 人を超える旅客を運送する旅客船については SOLAS II -2/13.3.4.5 規則で定義されるものを除く各垂直区域に 4 組及び予備として計 2 組。
- (2) 乗組員が通常または定期的に従事する A 類機関区域に次のとおり EEBD を備えること。
 - (i) 主推進用の内燃機関がある A 類機関区域
 - (a) 機関制御室に 1 組。
 - (b) 工作室に 1 組。しかし、工作室から直接脱出経路に続いている場合、工作室に対する EEBD を省いて差し支えない。
 - (c) 当該区域の各甲板または台甲板において、脱出経路となる脱出はしごの近くに 1 組(機関区域下層で閉囲された脱出トランクや水密扉は除く)。
 - (ii) 上記(2).(i)の区域以外の A 類機関区域
少なくとも、当該区域の各甲板または台甲板において脱出経路(トランクより保護された脱出経路及び安全区域に至る水密戸は除く)の近くに 1 組。
- (3) 以上要件は全ての船舶に適合する必要があり、適合していない場合は 2004 年 3 月 1 日以降の最初の安全設備検査の日までに同要件に適合することが要求されます。2004 年 3 月 1 日以降の最初の検査時に本要件の適合を確認し、その旨報告書に記載します。この場合火災制御図の訂正が必要となりますので御注意下さい。

2. 防煙ヘルメット型呼吸具

2002 年 7 月 1 日より前に建造された船舶には SHBA (防煙ヘルメット型呼吸具) の使用が認められていますが、これらの船舶に追加の自蔵式呼吸具を搭載して現在の SHBA と取り換える、もしくは自蔵式呼吸具を必要最小分搭載して、現在搭載されている SHBA を余剰分とすることを推奨する。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp